令和８年 10 月 28 日

部課（かい）長　各位

市　　長

令 和 ９ 年 度 予 算 編 成 方 針

１　本市の財政を取り巻く環境

○国・地方財政の動向

わが国の経済情勢は、９月の内閣府月例経済報告において、「景気は、緩やかに回復しているが、先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるものの、中東情勢や自然災害の影響を注視する必要がある。また、金融資本市場の変動の影響などに注意する必要がある。」としている。

「経済財政運営と改革の基本方針 2026」では、「責任ある積極財政」の考え方の下、「危機管理投資」や「成長投資」を大胆かつ戦略的に進め、中長期的な成長力強化につなげ、「強い経済」の構築と「財政の持続可能性」をバランスよく同時に実現することとし、令和９年度を「責任ある積極財政元年」と位置付けている。

「強い経済」の実現に向けた戦略的投資・分野横断的な取組として、日本成長戦略の推進、成長基盤の強化、強い地域経済の構築、人材力の強化・人材総活躍を推進するとともに、強い外交・安全保障の確立と国民の安全・安心の確保に取り組むとされている。また、経済の成長力強化と名目の経済規模の拡大にふさわしい予算編成への転換、危機管理投資・成長投資のための『「強く豊かな日本」投資枠』、補正予算依存からの脱却など、「中長期経済財政計画」として定めている。

「令和９年度の地方財政の課題」及び「地方財政収支の仮試算」によると、現時点においては、一般財源総額について、交付団体ベースで 2.3％増の 69.1 兆円とし、８年度の地方財政計画の水準を下回らない実質的に同水準を確保。経済・物価動向等を的確に反映するものとしている。収支不足に対応しつつ、地方交付税の概算要求額は 4.3％増の 21.1 兆円を確保し、臨時財政対策債の発行は前年度に続き見送られている。

これにより地方団体が、地域ＡＸなど地域未来戦略の推進や、官公需の価格転嫁、地域を支える人材育成、防災・減災対策の推進、地域医療提供体制の確保、インフラマネジメントの強化など、強い地域経済の実現や持続可能な地域社会の実現等に取り組むことができるよう、安定的な税財政基盤の確保を図るものとしている。

○本市の財政状況

令和７年度一般会計決算において、歳入では地方交付税などが増加したことから、前年度から 2,957 万円（0.2％）の増となり、歳出においては総務費、民生費が増と

なるなか、朝日三望台シャンツェの整備完了に伴い教育費が大幅減となり、1,760 万円（0.1%）の減となった。

この結果、実質収支では約 7,340 万円の黒字となったが、財政調整基金２億円を取り崩しての黒字であり、令和８年度予算においても当初からの除雪対策費計上を見送るなど依然として厳しい財政状況にある。

さらに、物価や人件費の高騰による行政コストが増大するなか、自主財源の乏しい本市においては基金に依存した財政運営からの脱却と市立病院の経営改善が持続可能な行財政運営を確立するうえで最重要課題となっている。

２　令和９年度予算の基本方針

令和８年度にスタートした「第２次まちづくり総合計画」に基づき、将来に向けた新たな取組を進めている。一方で、人口減少や少子高齢化の進行に加え、物価や人件費の上昇などにより、行政サービスを維持するための経費は今後も増加することが見込まれるなど、厳しい予算編成が想定される。行財政運営方針に基づき、人口や財政規模に見合った行政サービスへの転換とまちの魅力向上や将来への希望につなげる視点を持つことが不可欠である。

厳しさを増す財政環境のなか、単に一律削減するのではなく、事業の必要性や成果、将来負担等を見極めながら、守るべきものを守り、伸ばすべきものに重点的に配分するとともに、限られた財源と人員を最大限に活かし、「市民が豊かにいつまでも安心して暮らせるまち」の実現をめざし、次の考え方に基づき予算編成を進めるものとする。

（１）第２次まちづくり総合計画の着実な推進

「まちづくり基本条例」の基本原則である市民自治と情報共有を念頭に置き、「第２次まちづくり総合計画」に基づく事業を着実に推進すること。

単に事業を実施・継続することを目的とせず、ＥＢＰＭに基づく成果（アウトカム）を明確にした要求とすること。

（２）市民生活を守り抜く「安心」と、誰もが住み続けたくなる「魅力」の創造

市民の生命・健康・くらしを守る医療・福祉・介護サービスに加え、自然災害に対応する防災・減災対策など、安心の土台となる基盤行政サービスについては、安定的かつ質の高い提供に努めること。

子育て・教育環境の充実や快適な生活環境の整備、本市の強みを生かした地域魅力の向上を一体的に推進し、移住・定住の促進と「誰もが住み続けたくなるまち」の実現に資する要求を行うこと。

（３）人口減少を見据えた「人材への投資」と「新たなニーズに応えるサービス」の推進

人口減少や担い手不足に対応するため、業務の見直しや職員のリスキリング

（学び直し）、能力開発、働き方改革を一体的に進め、限られた人員で安定したサービスを提供できる体制を構築すること。

生成ＡＩやＤＸの活用、脱炭素の推進など、時代の変化や新たな市民ニーズに対応できる行政サービスを立案するとともに、市民の視点に立った対応や対話を重視し、市民と共に力を合わせて未来を築く「共創のまちづくり」を推進すること。

（４）地域の資源と強みを生かした「地域の活力と地域経済の稼ぐ力」の創出

総合戦略プロジェクトである「農業の未らい共創」「合宿の聖地共創」「未らいの士別共創」の取り組みを通じて、人口減少対策と地域経済の活性化をめざすこと。

基幹産業である農業振興やスポーツ合宿等の関係人口拡大、ふるさと納税の戦略的推進、若者や女性等の新たな挑戦を後押しする取り組みを通じ、地域内での資金循環を高め「地域の稼ぐ力」を強化する施策を講じること。

（５）まちの規模に応じた「事務事業の集約・効率化」と「インフレ期に対応した行財政運営」

将来の人口規模や利用実態を踏まえ、公共施設の最適化や優先度の低下した事務事業の縮小・集約・効率化を徹底すること。新規・拡大事業を要求する場合は、必ず既存事業の見直しによる財源捻出策を併せて提示すること。

物価・人件費等の高騰が続くなか、一律抑制型の要求方法を見直し、事業ごとに必要な経費を適正な金額設定で積算するとともに徹底した集約・効率化を行うこと。あわせて、あらゆる財源の獲得に全庁を挙げて取り組むこと。

また、国・道の予算や地方財政対策などについて、関係機関と十分に連携を図り、迅速かつ的確に動向を把握すること。

以上を踏まえ、予算編成要領に基づき令和９年度の予算を編成するよう通知する。